

## 実務対応報告公開草案第 68 号（実務対応報告第 44 号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告公開草案第68号（実務対応報告第44号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（2024年1月24日公表）（以下「本公開草案」という。）

### 2. コメント募集期間

- ・ 2024年1月24日～2024年2月26日

### 3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 改正実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2024年3月22日公表）（以下「本実務対応報告」という。）

### 4. コメント提出者一覧

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

## 5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。  
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>質問 1（会計処理に関する質問）</b>		
<b>（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）</b>		
1) 提案内容に同意する。	<p>基本的に同意する。国際的な会計基準との整合性の観点、及び令和 6 年度税制改正と平仄を合わせる観点から、妥当な対応と考えられる。</p> <p>また、適用時期については、当該税制改正法案は現在審議中の「一般会計予算・特別会計予算・政府関係予算」の関連法案(令和 6 年度は 5 法案)の一部をなすものであるが、現在の衆参の状況を考えると年度内成立が見込まれるため、3 月 31 日までの適用とするのは妥当である。</p>	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>質問 2（その他）</b>		
<b>（その他のコメント）</b>		
2) 本実務対応報告の適用を終了する時点を明示できる場合には明示すべきである。	<p>本実務対応報告も「当面の取扱い」というタイトルになっているが、有効期限を明示できる場合は、「この実務対応報告は〇〇年〇〇月〇〇日まで有効である」などと極力明示すべきである。</p> <p>実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」など「当面の」という用語を用いながら長期に亘る規定も存在する。次回以降の「当面の取扱い」では、考慮されることを希望する。</p>	<p>本実務対応報告の取扱いは、グローバル・ミニマム課税制度の適用を前提として税効果会計を適用すべきかどうかは今後明らかになるまでの間の取扱いであるため、適用を終了する時点について具体的な日付を明示することは困難であると考えられる。</p> <p>また、コメントを踏まえて、本実務対応報告の標題から「当面の」という記載を削除し、実務対応報告第 44 号「グローバル・</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」とし、第1項及び第15-5項から「当面の」という記載を削除して次のとおり修正した（追加は下線、削除は取消線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. （前 略）</p> <p>本実務対応報告は、グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関するして<u>当面</u>の取扱いを示すことを目的とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>15-5. （前 略）</p> <p>国際的な動向等に変化が生じない限り、税効果会計の適用にあたっては、税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととする<u>当面</u>の取扱いを継続することとした。</p> </div>

以 上